

山梨県公報

第二千二百二号

平成二十四年

一月九日

木曜日

目次

告示

救急病院等の認定……………七三
県営土地改良事業計画の決定……………七三
土地改良事業計画の適当決定……………七三
有害図書類の指定……………七四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………七四
指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(五件)……………七四
都市計画の変更図書縦覧……………七七
教育委員会……………七七
一般競争入札について……………七八
正誤……………七九
平成二十四年一月三十日付第二千九十八号(三件)……………七九
平成二十四年二月二日付第二千二百号中……………七九

告示

山梨県告示第五十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二千二百九十四番の一

二 認定期間

平成二十四年二月七日から平成二十七年二月六日まで

山梨県告示第五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(南部地区中山間地域総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年二月九日から同年三月七日まで

三 縦覧場所

南部町役場

四 異議申立期間

平成二十四年三月八日から同年三月二十二日まで

山梨県告示第五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長から協議のあった土地改良事業(上下条地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し 条例の写し

二 縦覧期間

平成二十四年二月十日から同年三月八日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

平成二十四年三月九日から同年三月二十三日まで

山梨県告示第五十三号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有書図書類として指定し、平成二十四年二月九日から施行する。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横内正明

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
ヤングアニマル嵐 2012 NO.2	(株)白泉社
実話時代 2012 2月号	(株)メディアボーイ
恋愛LoveMAX 2012 2月号	(株)秋田書店
無敵恋愛S*girlエスガール 2012 2月号	(株)ぶんか社
上級恋愛ミント 2012 2月号	(株)近代映画社
恋愛天国パラダイス 2012年2月号	(株)竹書房
金のEX SPECIAL 2012初春	(株)大洋図書
実話ナックルズSPECIAL 2012	ミリオン出版(株)

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター

に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十四年一月三十日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ゆずの里ふうが

2 代表者の氏名 野中功夫

3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條千二百二十番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らす全ての住民に対し、年齢や障害の有無やその度合いに関わらず、誰もが支えあい安心して地域で暮らすことができる共生とまちづくりを目指し、もって地域福祉に貢献、寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年一月三十一日から同年三月三十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十四年一月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人雅CHILD

2 代表者の氏名 山形正喜

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市下向山町三千四百二十番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して健全な生活環境を提供すること、幼児及びその保護者に対して生活の支援をすること、買い物弱者等に対して訪問または送迎により美容技術を提供する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年二月一日から同年三月三十一日まで

● 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市秋山字神場指四九四〇の四	天野正勝、小池三郎
上野原市秋山字竹の沢七一七〇の四、七一七〇内一	佐藤裕計
上野原市秋山字日蔭七三三四、字日向原七三三四	井上公正
上野原市秋山字尾廣沢七三七六・七三七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	合資会社安藤薬局
上野原市秋山字石打場七九〇九、七九三三の五、七九三三の六	安留源吉
上野原市秋山字石打場七九四一（次の図に示す部分に限る。）	安留義秋
上野原市秋山字東棚入二二九〇の一三	上野瀧次郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上野原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十四年一月十二日山梨県告示第三号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市西原字飯尾川六〇五七、六〇五八、六〇五八内一	奈良万左工門
上野原市西原字飯尾川六〇五九	降矢清右エ門
上野原市西原字宮沢六八八三の二、六八八八の二	古家寛三郎
上野原市西原字宮沢六八九三の二一	宇津木久雄
上野原市桐原字和田原乙六五七五	鷹取嘉重
上野原市桐原字城山九一六五、九三三三、九三三六	鷹取貞伴
上野原市西原字横田和一二七六五、一二七六七	水越正平
上野原市桐原字家向一四〇六三の二	高橋高光
上野原市桐原字家向一四〇八三の二、一四一一四、一四一一五、一四一一七の二、字向原下一四三三九三	高橋孝知

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十四年一月十二日山梨県告示第四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市大曾根字登下沢八八の一	山口嘉平
上野原市西原字美流沢六八一の二の三	古家寛三郎
上野原市西原字美流沢六八一七の三	古家博敏
上野原市西原字平野田向七三〇七の二・七三〇八の	降矢弘仲、降矢秀忠、降矢武

(二)以上二筆について次の図に示す部分に限る。(

彦

上野原市西原字鶴槇沢七四五八の二(次の図に示す部分に限る。)

洞泉寺

上野原市桐原字向原下一四三九九

鷹取省作

上野原市桐原字向原下一四四一の一

高橋孝知

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十四年一月十二日山梨県告示第五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年二月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方

上野原市野田尻字上宿八六五	溝呂木友治郎
上野原市野田尻字野田尻五八七	和智信三
上野原市野田尻字野田尻五八九	溝呂木ぬい
上野原市西原字内大四七八二の三	宝珠寺
上野原市西原字高根沢四七八三の三	宇津木金二郎
上野原市西原字方屋五一〇二の一、五一一三の一	宇津木尙次
上野原市西原字方屋五一一五	武原栖光
上野原市西原字沢入六〇〇三（次の図に示す部分に示す部分に限る。）	降矢清右卫門、奈良勇三郎
上野原市西原字沢入六〇四三の一	奈良万左工門
上野原市桐原字湯口一三五七六の三	石井義致

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のもとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十四年一月十二日山梨県告示第六号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年二月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市野田尻字王勢籠平二二四四の一、二二四四の六、二二四四の八	網野裕巳、織田一男

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のもとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定告示
平成二十四年一月十二日山梨県告示第七号

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

一 都市計画の種類

南アルプス都市計画道路
(三・五・十六号 荊沢芦原線)

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県知事 横 内 正 明

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年二月九日

山梨県立博物館副館長 三 枝 仁 也

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県立博物館清掃業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一 山梨県立博物館

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示す役務を確実に履行できると副館長が判断した者であること。
5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後直ちに履行に着手できる者であること。

6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

7 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの二年間において、従業員の給料又は賃金の未払い等不誠実な行為がない者であること。

8 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。

9 1から8までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一 山梨県立博物館総務課 電話〇五五 二六一 二六三一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年二月二十日(月)までの山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで(二月二十日(月)は午前九時から十時まで)三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成二十四年二月二十日(月)から平成二十四年二月二十四日(金)までの山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

5 入札説明会の日時及び場所

平成二十四年二月二十日(月)午前十時 山梨県立博物館 生涯学習室(郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一)
6 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年三月十九日(月)午前十時 山梨県立博物館 生涯学習室(郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一)

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第八条の二又は第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除することができる。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Cleaning Services for Yamanashi Prefectural Museum
 2 Date and time for tender
 10:00AM March 19, 2012
 3 Department in charge
 General affairs section, Yamanashi Prefectural Museum, 1501-1 Misakachonaria Fufuki
 Yamanashi 406-0801 Japan TEL 055-261-2631

正 誤

ページ	段	行	誤	正
四一	上	一一	おいて公衆の	備え置いて
四一	上	終わりから三	おいて公衆の	備え置いて
四一	下	終わりから二	おいて公衆の	備え置いて
五二	上	十	10:00 P.M.	10:00 A.M.

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番